

令和 5 年 (ワ) 第 70466 号 代表者変更登記等請求事件

原 告 齊藤健一郎

被 告 大津綾香

原告第一準備書面

令和 5 年 10 月 10 日

東京地方裁判所 民事第 8 部乙合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 村岡徹也



第一 請求原因の整理

原告は、本日現在、党の代表者が齊藤健一郎である事実、及び被告大津綾香は本日現在、党の代表者の地位を喪失している事実をいずれも主張・立証するにあたり、次のとおり主張を整理する。

1 主位的主張

令和 5 年 3 月 29 日、大津綾香は政治家女子 48 党のユーチューブにて生放送で公開された緊急会議の場において、政党の代表者を辞任する旨の意思表示をして、辞任した。

2 予備的主張

仮に、前記 1 の辞任の意思表示がなかったとしても、

(1) 4 月 6 日役員会による解任決議

令和 5 年 4 月 6 日、被告大津は、政治家女子 48 党の役員会にお

いて、政党規約第13条1項に基づき、解任の決議を受け（政党による委任契約の解除）、その解任決議は遅くとも令和5年6月30日までには被告大津に通知が到達したことから、その代表者としての地位を失った。

(2) 令和5年5月10日、被告大津は党総会において、政党規約第13条1項に基づき、役員会で決定した党総会決議による解任判断を問う党員決議の下に解任され（政党による委任契約の解除）、その解任の意思表示は、遅くとも令和5年6月30日までには被告大津に通知が到達したことから、その代表者としての地位を失った。

第二 代表権を失った根拠・法令

1 国政政党とは、政治資金規正法、政党助成法、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（以下、「法人格付与法」という）の三法を根拠規定としつつ、政党が国民の政治活動の自由を保障し、議会制民主主義の根幹をなす団体であることから、政党の代表権や役員の地位の定めについては、政党において自主的に定められた規約が最重要根拠規定となり（最判昭和63年12月12日共産党袴田事件判旨／甲3号証参照）、規約に定めのない事項や規約に反しない範囲で民法等の一般市民法秩序の法令・解釈を基準とする。

ゆえに、党内の代表権の有無に当たっては、①具体的に代表者の選任、解任、辞任を定める規約が存在するか、②規約がない場合には、代表者という地位も「政党の代表者を定める契約」という法的性質から民法の規定・慣習によって、その法律要件と効果を補充して判断することとなる。

2 政党の代表者としての地位

(1) 根拠となる規約と法令・慣習

まず、「政治家女子48党の代表者」としての法的地位について、政党の規約には、その地位の意味付けや選任、解任、辞任要件について具体的な定めはない（甲6号証）。

政党三法の代表者の位置づけから判断するに、政党の代表者は、政党における党務を総括的に取りまとめ、国に対する各種届出など、政党の業務執行権として法律行為を行う主体を指していることから、その契約内容は「法律行為又は法律行為以外の事務を政党が委託し、これを受託する代表者との委任契約」と判断される（民法643条、同656条）。

なお、政治家女子48党の規約上、こうした理解を否定する根拠規定はない。

(2) 被告大津綾香の選任と辞任について

ア 代表者の選任は、委任契約の成立であること

委任契約という法的性質から、新たな代表者の選任は、①「旧代表者の辞任」という委任契約解除の意思表示を前提として、②「旧代表者が新代表就任を求める委任契約申込の意思表示」と、③「新代表者の委任契約受諾の意思表示」によって成立する。

これが解任ではない通常の代表者交代の原則的な流れとなる。

イ 令和5年3月8日の記者会見における前例

上記(2)アのとおり、令和5年3月8日、政党では旧代表者であった立花孝志が代表を辞任するとの発表と共に、被告大津に対して新代表就任への申込の意思表示がなされ、被告大津がこ

れを受諾したことにより、令和5年3月8日、旧代表者立花孝志辞任（委任契約の解除）と、新代表者大津綾香選任（政党と大津綾香との委任契約の成立）の法律効果が生じた。

具体的には、令和5年3月8日、旧代表者立花孝志は、緊急の記者会見を開催し、「私、NHK党党首（代表者を含む）立花孝志、本日をもちまして、NHK党の党首（代表者を含む）を辞任させていただきます。」と公に意思表示をして、委任契約を解除し、その会見の席上、最後の代表者としての法律行為として、後任の候補に大津綾香を指名して党として委任契約申込の意思表示をし、大津は当該会見の席上にて、「NHK党から政治家女子48党として、党首として、就任させていただきます大津綾香です。」と上記政党代表者立花の申込の意思表示を受諾し、ここに政党と大津との間に政党の代表者としての委任契約が成立した（甲7号証）。

この3月8日の緊急記者会見で行われた立花の辞任と大津の代表者への就任方法が、政党における過去の実績・慣習として有効に成立した手続として意味をなし、これは後述する令和5年3月29日の大津の辞任時にも大きな先例的意味をもつ。

以上のとおり、政治家女子48党の代表者とは、民法に従い契約の申込の意思表示と受諾の意思表示の合致によって成立する委任契約（民法643条）であり、さらに、委任契約という法的性質上、一方当事者による解除が自由に認められる（民法651条1項）。

仮に、政党の規約に民法と異なる規定・要件を定めていれば、それに従うものと解されるが、政党の規約には代表者の選任と解任、辞任方法について、特段の定めがないことからその他の

要式行為を特に必要とする理由はない。

ウ 3月29日、大津綾香の辞任と齊藤健一郎の就任

3月8日の被告大津綾香代表就任後、訴状で主張したとおり、新代表大津に対する債権者を中心とした利害関係人から不信の声が多数あり、これが理由で政党の資金繰りが顕著に悪化した。そのため早急に対応・協議が必要となり、令和5年3月27日16時30頃から翌日午前1時30頃までの約9時間に及ぶ事前協議が、会計責任者立花孝志、代表者大津綾香、当時の幹事長黒川敦彦との間で行われ、その協議内容の最終調整と結果を公表するため、令和5年3月29日、政治家女子48党の緊急記者会見（以下、「緊急記者会見」という／甲9号証）において、最終的に被告大津綾香は辞任の意思表示をし、さらに、大津は後任の代表者に齊藤健一郎を自らの意思で就任を求め、齊藤氏はこれを受諾したために、3月8日の前例と同じく被告大津の代表者の辞任（委任契約の解除）と新代表として齊藤が就任し（委任契約の成立）、その法律効果が発生した。

この「大津綾香の辞任の意思表示の有無」が本訴最大の争点であるので、その意思表示における具体的な事実や経緯は、後の第三で詳述する。

(3) 被告大津のこれまでの反論

この点、被告大津は「党首は解任できない。」（甲8号証）などこれまで反論しているが、法人格付与法9条の4は、「法人である政党等と代表権を有する者との利益が相反する事項については、代表権を有する者は、代表権を有しない。」と規定する。

政党と代表者との間で「利益が相反する取引」、つまりは「委任契約を解除すること」などは当然に予定されているし、解任権

を否定する根拠は皆無である。

また、他の国政政党「国民新党」の例として、平成24年4月5日、国民新党の代表者だった亀井静香氏が役員の決議の下に解任され、この解任の届出は総務省が即日受理をしたという先例もあり、国政政党の代表者は解任できないとの主張は、国政政党における先例事案によって否定されている。

3 代表者の辞任と解任方法の整理

(1) 辞任方法

以上より、代表者（党首を含む）の辞任は、代表者の「代表者を辞任する」という委任契約の解除の意思表示（単独行為）によって成立する（民法651条1項）。

仮に、規約に「辞任届の提出をもって辞任の効果が生じる。」と規定されていれば被告の主張にも理由があるが、規約にこうした規定は存在しておらず、諾成主義を否定する根拠はない。

令和5年3月8日の旧代表者立花氏の辞任についても、総務省への党として3月10日に届出を行ったにとどまり、立花氏が署名や個人印を押印した辞任届出書を党や総務省、法務局には提出せず、作成もしていない。

つまり、旧代表者立花氏は書面による辞任の意思表示は一切行っていない。

(2) 解任方法

また、代表者の解任も法的には、「政党による委任契約の解除」であることから、政党もまた代表者を原則としていつでも解任（委任契約を解除）することができる。

もっとも、解任の場合は、政党としての意思表示方法について、党規約に具体的な定めはないことから、政党の規約13条1項に従

い、その解任の意思決定方法や手段については、役員会において決定され、意思表示がなされることとなる。

そして、この解任に関しては、法人格付与法9条の4の規定から、解任される代表者は代表権を行使できない。つまり、党規約5条に定められた党総会や役員会の招集権を行使できないことから、各役員らは独自の方法にて、代表者の解任に関する役員会や党総会を役員会の決定によって行うことができる。

この解任についての具体的な事実の主張は、後の第四にて詳述する。

4 結論

以上が、政治家女子48党における代表者の辞任と解任に関する法律要件であり、本件については主張したとおり、①主位的には、令和5年3月29日、大津綾香は代表者を辞任する旨、委任契約の解除の意思表示をして代表権を失ったものであり、予備的に、②令和5年4月6日党役員会による被告大津の解任決議がなされ、これが被告大津に通知されたことによって大津の代表者の地位は失われたか、③令和5年5月10日、党员の総意の下で党総会において、代表者を解任する決議を受け、その総会決議が大津に通知されたことによって、大津の代表権は失われた。

よって、本日現在、被告大津には政党の代表者としての地位が失われているので請求の原因には理由がある。

第三 令和5年3月29日の被告大津綾香の辞任の意思表示

1 委任契約解除の意思表示とその到達

言うまでもなく、「意思表示」とは内心的効果意思が外部に表示されることによって行われる法律行為であり、「辞任」とは委

任契約を解除の法律効果を発生させる単独行為である。

もっとも、単独行為であるも委任契約の解除効果を与えることから、この意思表示を到達させる相手方を要するが、政党の意思表示の受け手として代表者を欠くことから政党役員のいずれか一人に対して行われば有効であり、3月29日の緊急記者会見の場には、会計責任者立花孝志の他数名の役員が出席していたことから、被告大津綾香の辞任の意思表示は直ちに政党へ到達している（民法97条1項）。

2 緊急記者会見の性質（甲9号証）

ア 3月29日の緊急記者会見は、大津綾香が代表であることに不安を感じた債権者からの返金請求に端を発していた。

政党には当時約333名合計10億4000万円の債権者がいたが、被告大津が違法な政治資金パーティーを企画していたことが明るみに出たことによって、「直ちに貸金を返金してほしい。」と、その債権者のうち3名から合計で1500万円の請求があった。政党が借り入れているほとんどの債権には期限の利益がなく、履行請求されると支払義務が直ちに生じてしまうため、会計責任者であった立花孝志氏は、速やかに対策を打たなければ、その後にも多くの債権者から返金請求を受け、資金繰りが破綻すると予想したため、当該緊急記者会見を開催したものであった。

被告大津はこうした財務内容や会計知識に乏しく、事態の重大性を全く呑み込めていなかったために、会計責任者である立花孝志を中心として、こうした状況の詳細な説明や彼女への理解を促し、彼女が辞任することが全ての利害関係人にとって合理的な判断であると説くことを目的としていた。

イ 緊急記者会見には、代表者として大津綾香、副党首の齊藤健一

郎、会計責任者の立花孝志、会見担当者兼監事の粟飯原美佳のほか、100名ほどの関係者や記者が出席し、インターネットで生放送をして全ての党員や国民が閲覧可能な状態で開催された。

これは現在もYoutubeで視聴が可能であり、令和5年3月8日の記者会見と状況が全く同じであった。この動画は本日までにのべ約32万人によって視聴されており、政党をとりまく全ての利害関係人の最も注目している記者会見となった。

3 大津綾香の辞任の意思表示（甲9号証）

緊急記者会見の場にて、大津綾香は次の内容にて、政党に対して、代表を辞任する旨の意思表示を合計で19回行った。

この記者会見は一貫して、記者会見を主催する会計責任者立花孝志氏が党の財務内容の悪化を説明して、その原因となった被告大津に「あなたが代表を辞任することが事態の打開のために必要なことであり、債権者を含む党関係者すべてが望むことである。」という趣旨の説得を繰り返して行い、被告大津がその説得を受け入れたという内容であった。

以下の被告大津の発言は、こうした趣旨の下に約2時間半行われた会見中に、大津が代表者を辞任すると意思表示をした具体的な発言である。下線は特に重要な発言として原告が示した。

ア 1回目：反証書10頁（26:00辺り）

「だから私はうつすって言ったじゃないですか。」

イ 2回目：反証書10頁（26:15辺り）

「だから私は代表を移すと言っています。」

ウ 3回目：反証書11頁（29:56辺り）

「だから私は別に代表を移していいんですよ。」

エ 4回目：反証書17頁（40:41辺り）

「だから普通に私は持つて来るって言ったのに。どうして。」

オ 5回目：反証書18頁（42:05辺り）

「だから私は移すって言ってるじゃないですか。」

カ 6回目：反証書20頁（43:40辺り）

「でももういいです。こんなにこじれてるから。だから私は別に100万円も欲しくないし、最初からそんなこと言ってないし、代表も渡すっていってるじゃないですか。」

キ 7回目：反証書20頁（44:16辺り）

「だから代表返すって言ってるじゃない。なんでそういうことになるんですか。」

ク 8回目：反証書20頁（44:26辺り）

「でも代表を渡すのって、立花さんがその借りてる方を安心させるためですよね。」

ケ 9回目：反証書23頁（48:48辺り）

「だから意思表示したじゃないですか、ずっと。代表をおりますと。」

コ 10回目：反証書26頁（55:12辺り）

「だから普通に私、渡しますよ。もう今、行って。それでいいんですね。だって普通にそうしないと党が回らないんだから。私、党を潰したいなんて思ってないです。」

サ 11回目：反証書32頁（69:12辺り）

「だから朝聞いて私はとてもびっくりして。だから、あのー、まあ、そういうことね、返金のことが起きたんだろうなってこと、今知りまして。だから普通に私はもう代表を返すと言ってるじゃないですか。」

シ 12回目：反証書34頁（72:30辺り）

「いや、だから結果はもうハンコ持っていきますよ、今日。それでいいじゃないですか。」

ス 13回目：反訳書34頁（72:40辺り）

立花孝志氏の「（新しい代表を）誰にお願いするんですか」との問い合わせに対して、

「齊藤さんでいいんじゃないですか。」

これに対し、指名された齊藤氏は、「はい。了解です。」と答えた。

セ 14回目：反訳書46頁（98:15辺り）

「私はそもそも、立花さんの信頼で成り立っている党で、そんなことは理解しますと。立花さんが軸で、立花さんが決めたことが、あの、全て反映されるし、それにみんながお金を貸してくれることってことは理解してるから、私がどうしたいとか、そういうことじゃもちろんないですよね。代表、渡しますと。」

ソ 15回目：反訳書56頁（116:10辺り）

会見出席者から「大津さんの気持ちとか、いろんな話っていうのは大体かなり聞かせていただいたんですけど、現状を解決するためにはどうすればいい？」という質問に対して、

「あ、代表渡すことです。もちろん、はい。」

タ 16回目：反訳書56頁（前記ソに続いて）

続く、会見出席者から「で、それで決定？」という確認的な問い合わせに対して、

「決定でいいんじゃないですか。だって当たり前ですよね。私がここで自我を出して、私は感情のために私はとどまります。乗つ取ります。なんていう訳ないじゃないですか。」

チ 17回目：反訳書57頁（118:02辺り）

立花氏の「そういう原因を作ったのは少なくとも俺であり、黒川君であり、大津さんなんだから、みんな潔く身を引くのがいいのではないでしょうか。」との問い合わせに対して、

しばらく考えて「うん」と発言した。

ツ 18回目：反訳書61頁（124:59辺り）

「じゃあ何がしたいの。こんなところにとどまって印鑑渡せばいいじゃん！思いますね。印鑑渡さないと、党として活動が維持できないからそうしますよ。」

テ 19回目：反訳書61頁（127:07辺り）

「代表を移すってことは、もちろんそのつもりです。」

4 被告大津が辞任の意思表示をしたこと

ア 以上のとおり、被告大津は、緊急記者会見の約2時間半の間、取り付け騒ぎが生じ、党の財務内容が悪化したことは自身に原因があり、代表を降りることで債権者を安心させ、党の活動を正常に戻すため、自らが辞任をせざるを得ない状況を十分に周りの役員や出席者に諭され、この場において、「政党の代表者を辞任する」旨の意思表示を19回に渡り繰り返し発言した。

イ これに対し、被告大津は3月29日の意思表示は確定したものでなく、後日、自らが押印した辞任届出書の提出があつて初めて辞任の意思表示の効果が生じると反論する。

ウ しかし、規約には代表の辞任について書面による旨の要式行為を定めた規定はなく、意思表示は諾成が原則であり、委任契約の解除も要式行為ではない（民法651条1項）。

従つて、被告の反論は具体的な根拠を欠く。

エ 緊急記者会見が公開した趣旨は、政党の全ての利害関係人に対して、取り付け騒ぎが起こった原因とこれに対する党として

の対処を伝えて、政党の運営を正常に戻すためである。

そして、実際にこの会見を見ていた債権者からは「大津さんが辞任をするのであれば安心ですので、貸金を返金しなくていいです。」という連絡が複数あった（甲10号証）。

つまり、この緊急記者会見は大津綾香の辞任を世間に知らしめることによって、債権者に貸金の返還請求を思いとどまってもらうことを期待して行ったものでもあり、現に多くの債権者は大津の辞任によって貸金返還請求を留まるに至ったのである。

もし、この辞任の意思表示が偽装されたものであったならば、債権者を騙して履行期限の延長を求めた点では詐欺的な会見であったこととなる。後に大津綾香の辞任を撤回することは、法的、道義的にも許される行為ではなく、当然、この日大津を含めて政党の役員らは誰一人として辞任を覆すことを予定している者はいなかった。

オ 緊急記者会見の場での被告大津の「決定」「もちろん」「今日」などと即時確定的な発言内容や様子から、このとき彼女に辞任の確定的な意思があったことは疑う余地がない。

その発言の回数の多さ、問い合わせに対する回答の簡潔さ、明確さからその意思は固く、「印鑑渡さないと党として活動が維持できないから」と、辞任することの必要性を理解している点などを考慮しても、ここに代表者を辞任する意思が確実に認められる。

カ 被告大津がこれまで反論するように、「辞任届を提出することを停止条件とする辞任（解除）の意思表示であった」との主張は、「（シ）結果はもうハンコ持っていきますよ、今日。」

や「（タ）決定でいいんじゃないですか」と発言していることから、この決断に何らかの停止条件や解除条件を付けたと認められる余地はない。

キ では、なぜ被告大津は後に辞任の意思を翻意するに至ったか。

原告らが推測するところでは、この日同時に辞任するに至った幹事長の黒川敦彦が、会見の後、大津綾香を連れ出し、様々な説得工作を行ったためと思われる。

ク その後に、辞任意思を翻して党の資金を引き出そうした経緯から考えると、被告大津の周りの党を乗っ取ろうと画策する男たちが彼女の地位やまだ登記が残存していることを利用して、代表者としての地位を不法に占有して政党に何らかの解決金を請求するか、あわよくば党を乗っ取ろうと不正に画策した結果であろう。

なぜなら、今日に至るまで被告大津は代表者としての職務を一切行わず、従業員の給与や債権者への返済を停止したことで、本日までに債権者による民事再生を申し立てられ、その一方で約150名の債権者が訴訟も提起しているという異常事態が発生していることは、緊急記者会見での立花氏の憂いが現実のものとなって現れているからであり、やはり被告大津の違法行為を平然と行う反社会性と彼女が適正に代表権行使する意思がなく党への背信行為がこうした意思を裏付けるからである。

代表としての職務を放棄する一方で、債権者の権利を否定し、その地位を利用して党の資金を引き出そうと画策していることは、政党に対する背任行為に他ならず、国政政党の法の不備を利用した乗っ取り行為に他ならない。

被告大津は緊急記者会見の場で、「乗っ取ります。なんてい
う訳ないじゃないですか。」と発言していたにもかかわらず、
その後に乗っ取り行為に至ったことは、この場を離れた後に被
告大津が辞任意思を翻意させたことを明確に裏付けている。

ケ 3月29日に公開された緊急記者会見の場において、「30
歳の大人が代表者を辞任する意思表示をした。」という事実は、
否定する余地が全くなく、仮にこうした意思表示が無効である
と判断されてしまった場合、我が国の法律行為、意思表示に対
する法的安定性が大きく崩れ、こうした前例が反社会的勢力に
また利用される要因となってしまう危険がある。

コ 以上のとおり、3月29日、被告大津綾香は政党の代表者を
辞任する旨の意思表示をし、その意思は直ちに出席していた役
員に対し伝えられ到達しているから、当該辞任の意思表示は有
効である。

第四 解任決議について

1 解任決議の法的性質と要件

(1) 法人格付与法9条の4を根拠とする規約第13条1項

政治家女子48党の規約では、代表者の解任方法について何ら
要件を定めておらず、規約第13条1項が「本規約に定めなき事項
については、役員会において決定する。」と規定する。

また、法人格付与法9条の4は、「法人である政党等と代表権
を有する者との利益が相反する事項については、代表権を有する
者は代表権を有しない。この場合においては、党則等の定めると
ころにより、特別代理人を選任しなければならない。」と規定し
ていることから、代表者を解任することは、「代表者と利益が相

反する事項」であるから代表者の権限一切は失われ、代表者には自らの解任決議を行う場の招集権がない。

従って、代表者を解任する場合の役員会や党総会の招集権については規約第5条の党首が招集する権限があるのでなく、規約第13条1項に基づき代表者を解任する場合の招集権は、「本規約に定めなき事項」として、役員会による決議事項であると認められる。

- (2) 以上より、代表者との委任契約を解除する旨の政党を主体とする委任契約解除の意思表示は、代表者にその権限がなく、規約第13条1項に基づき、政党の委任契約解除の意思決定と方法については、役員会の決定に委ねられる。

2 政党の役員会が決定した解任の意思決定

政党の役員会は、「本規約に定めのない事項」として、被告大津の3月29日の辞任の意思表示が後日、裁判所で有効と認められなかった場合に備え、改めて解任の決議を図っておく必要性を認めた。

そこで規約13条1項に従い、政党の役員会において、次の順序にて、それぞれ大津綾香の解任について決議・決定し、その法律要件と効果が確実に認められるよう複数の手段を用いて解任を行った。

(1) 政党役員会（党総会の場にて）における解任決議

令和5年4月6日の政党の役員会は、被告大津が3月29日、辞任の意思表示をしたにもかかわらず、正当な理由なく辞任を証する書面の作成に応じず、その後も形式上の代表者の名義を利用して党の信用を著しく棄損する活動をしているため、大津綾香を改めて代表者として解任する旨の議案を出席役員全員の賛成の

下に承認可決した（甲11号証）。

さらに、齊藤健一郎を新代表にする旨（委任契約）も改めて、役員会として齊藤氏に申込み、同氏から承諾の意思表示を受け、委任契約を補充的に成立させた。

（2）党総会における解任決議

ア 党総会による大津綾香解任の承認決議を求めたこと

令和5年4月中旬頃、政党の副党首丸山穂高は、臨時党総会を開き、本件の重要性に鑑みて、党員の総意によって改めて政党の代表者の解任と選任の判断を得ておく必要性があると考え、令和5年4月28日、党総会を開催する旨決定した（甲11号証）。

そして、前述の令和5年4月6日の役員会の解任決議の是非を問うために、党員総数1414名に対し、令和5年5月10日に党総会を開催する旨の招集通知を発した。

イ 前記招集通知は全党員に通知され、令和5年5月10日午後6時より参議院会館内の会議室において、議決権のある党員174名が出席し、853名が事前に本総会の議長に議決権を委任する旨の委任状を提出し、党総会は有効に成立し、開催された（甲2号証）。

ウ 開催された党総会では、まず議長として副党首丸山穂高が選出され、その後、党員間における約1時間の質疑応答が行われ、議長が議決に図るに相当と判断したため、役員会から提出された議案として、大津綾香を代表者として認めるか、齊藤健一郎を代表者として認めるかの、いわゆる選挙方式によって、党員に大津綾香を黄色、齊藤健一郎を青色の投票用紙を配布し、これを投票用紙として、党員に投票を求めた。

この投票の結果、会議に出席した 174 名のうち、173 名が齊藤健一郎に、1 名が大津綾香に投票するという結果を得たので、党総会においては代表者を齊藤健一郎として追認する旨の投票決議が成立した。

出席せず委任状を議長丸山穂高に委任をした 853 名も、議長が出席者の決議結果に従うとしたために、853 名分も齊藤健一郎を代表と認める旨の投票決議が成立した。

また、さらに党総会においては、令和5年4月6日の役員会の大津綾香の解任決議を有効なものとして追認する旨の議案も提出され、これも同じく賛成多数によって党員の総意の下に承認された。

3 解任通知の到達について

以上のとおり、解任決議として本訴では原告は、3月29日の辞任の意思表示が仮に認められない場合に備え、①令和5年4月6日の役員会における解任、②令和5年5月10日党総会における党員決議による解任の意思表示が政党の役員会ないしは党総会の意思として決定され、その解任（解除）の意思表示は、遅くとも令和5年6月30日までには仮処分申立の審理での主張書面内で通知・到達している（甲号12証）。

4 結論

よって、仮に3月29日、被告大津の辞任の意思表示がなかつたとしても、被告大津は政党の規約第13条1項に基づき、政党の代表者としての地位を役員会の決定によって失ったことから、その代表者の地位は本日現在失われている。

第五 政党を取り巻く全ての利害関係人が被告大津の解任を支持していること

1 役員会

既に主張した通り、党の役員の全ては被告大津の解任を支持・決定した。

2 従業員

党の従業員は3月29日以降、党から給与が支払われておらず、彼らのほとんどが被告大津に対し、労働審判を申し立てた。

3 党員

前述のとおり、1414名の党員で意思を示したほぼすべての党員が被告大津の代表解任を望み、それを否定した者は1名に過ぎなかった。

4 債権者

現在、党の債権者およそ330名のうち、約150名が政党に対して貸金返還訴訟を提起している。

また、その最大債権者廣井雅樹は、令和5年9月21日、千葉地方裁判所へ債権者申立てによる民事再生を申立て、現在、手続開始決定に向けた審理中である。

5 このように党をとりまくほぼ全ての利害関係人は、被告大津の言動には強い反社会性や違法性があることを理解し、また、その違法行為の被害を受け続けている。

一方で、被告大津は代表者としての適正な業務は何一つ行わず、ただひたすらSNSで自らの正当性を主張するのみであり、何ら責任ある行動は伴っていない。

既に民事再生手続が申立てられ、その決定が出た場合には、代表者として各種報告義務や財産保全、そして債権者に対する再生

計画案の作成義務が生じることとなるが、こうした諸義務を被告大津が果たすことは全く期待できず、民事再生手続は代表者の財産管理が著しく不適切であることを理由として管財人が選任され進むことも十分に予想されている。

このように被告大津は、司法判決によらなければ代表者を排除できないという法の不備を利用して、全ての利害関係人を欺き、その地位を不正に利用して、数多くの被害を与え、その責任と全く向き合う姿勢を見せない。

こうした行為に対して、被告大津の周りには10億円を超える政党交付金を債権者らを害しても手に入れようと画策する反社会的な集団によって援助されている現状は裁判所としてもよく判断の一助としてご考慮いただきたい。

以上